

(案)

提言

研究資金制度のあり方に関する検討委員会
提言



平成20年（2010年）〇月〇日

日 本 学 術 会 議

学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会

この提言は、日本学術会議学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議
学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会

委員長	大西 隆	(第三部会員)	豊橋技術科学大学学長、東京大学名誉教授
副委員長	長野 哲雄	(第二部会員)	東京大学名誉教授、東京大学創薬機構客員教授
幹事	窪田 幸子	(第一部会員)	神戸大学大学院国際文化学研究科教授
幹事	観山 正見	(第三部会員)	広島大学学長室特任教授
	金子 元久	(第一部会員)	筑波大学大学研究センター教授
	恒吉 僚子	(第一部会員)	東京大学大学院教育学研究科教授
	永井 良三	(第二部会員)	自治医科大学学長
	北川 進	(第二部会員)	京都大学物質－細胞統合システム拠点拠点長・教授
	松本 洋一郎	(第三部会員)	国立研究開発法人理化学研究所理事
	伊藤 公平	(連携会員)	慶應義塾大学理工学部教授
	大沢 真理	(連携会員)	東京大学社会科学研究所教授
	古谷 研	(連携会員)	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	三成 賢次	(連携会員)	大阪大学理事・副学長
	山本 正幸	(連携会員)	自然科学研究機構理事・基礎生物学研究所所長

本提言の作成に当たり、以下の職員が事務を担当した。

事 務	石井 康彦	参事官(審議第二担当)
	松宮 志麻	参事官(審議第二担当)付参事官補佐
	大橋 睦	参事官(審議第二担当)付専門職付(平成27年10月から)
	熊谷 鷹佑	参事官(審議第二担当)付専門職付(平成28年4月まで)
	大庭 美穂	参事官(審議第二担当)付専門職付(平成28年4月から)
	鈴木 宗光	参事官(審議第二担当)付専門職付(平成29年1月まで)
	石尾 航輝	参事官(審議第二担当)付専門職付(平成29年1月から)
調 査	近藤 早映	上席学術調査員

要 旨

1 作成の背景

21 世紀になって、多数のノーベル賞受賞者を輩出するなど我が国の高い研究レベルを示すエビデンスがある一方で、我が国の大学等の研究機関の研究態勢が弱体化し、長期的な研究力の衰退が懸念されている。日本学術会議では、これまでも研究力向上のために政府による系統的な支援が必要としてきたが、第 5 期の科学技術基本計画が実施されたこの期に改めてこの問題を取り上げ、特に、産学の協力による基礎から応用までの研究体制の構築に関して提言する。

2 現状及び問題点

我が国の研究開発費は、2014 年には総額で 18.9 兆円であり、米国、中国に次いで世界第 3 位であった。特に、近年の中国の伸張は顕著である。科学技術基本計画では科学技術予算の目標額を定めている。目標達成率は、第 2 期以降 80%前後に留まっており、2016 年から始まった第 5 期においても当初予算では目標達成に必要な水準を大幅に下回った。研究成果においては、近年、科学技術論文の件数、被引用数の国際順位が低下している。特許取得については高順位を維持している。一方、博士課程進学者、博士号取得者、若手研究者数も減少しており、将来の研究力の低下が懸念される。

大学では、基盤的経費が減少して、相対的に競争的資金が増加するという傾向にある。府省別にも様々な競争的資金が設けられてきた。しかし、競争的資金中心の研究費では、研究者、特に若手研究者を安定的に雇用することが難しくなっている。

民間企業から大学等への研究資金の流れはそれほど太くない。大学等と企業が、それぞれのトップの関与により組織同士の協働を進めることが成果を高めるうえで重要である。

企業との大学・国の研究機関との連携を強めるためには、協働研究に関わる経費の負担とその用途についての合意が必要である。特に、研究に携わる大学や国の研究機関において、直接研究に参加する研究者の人件費、サポート・スタッフのそれ、光熱水費や施設設備の維持管理費などを適切に費用に含められるようにすることが必要である。また、公的研究費については、内閣府が定めた 30%の間接経費を普及させることによって、競争的資金の獲得が、結果として研究機関の財政を圧迫するといった不合理がないようにしなければならない。

大学や公的研究機関の研究を支える研究施設・設備の老朽化、陳腐化も深刻な問題になっている。これらに向けた研究資金は減少の一途を辿ってきた。

3 提言の内容 導かれる提言

提言 1 研究資金のバランスの取れた配分

大学・大学院は教育を通じた人材育成とともに、研究者発意型の基礎研究を行うことを通じて、社会の発展につながる成果を上げることにその役割がある。

科学研究費のように研究者発意型の基礎研究を支える研究資金の重要性を認識して、維

持発展させるとともに、国が提供する応用研究、開発研究、さらに戦略研究、要請研究等の様々なカテゴリーの研究資金のバランスの取れた組み合わせに留意して、我が国の研究開発力が総合的な発展するように努めるべきである。

提言 2 若手研究者の育成

科学技術力を中長期的に高めていくためには、若手研究者の持続的な育成が必要である。国は、研究者育成の中核を担う大学や国の研究機関に対して基盤的経費と競争的研究費を継続的に支給する体制を整え、人材育成と研究発展を促すべきである。

提言 3 産学の共同研究の推進

企業活動が知的財産や知的アイデアに基づいて成立することを踏まえて、大学などの研究機関は、企業とのより緊密な連携を進めるべきである。共同研究、受託研究等、目的に応じた契約によって、研究費を受け入れ、さらに社会人学生、クロスアポイントメント、人員派遣など多様な人的交流によって協働研究を進めていくべきである。

提言 4 機関連携による共同研究の大型化

大学・大学院と企業との共同研究を進展させるには、双方のトップの間に強い信頼関係を構築することが不可欠である。大学・大学院においては、理事者の関与による企業を含めた相手方との共同研究の理念と実施方針を確立し、一方で企業側はオープンイノベーションの観点に立って大学・大学院における研究開発成果の積極的な位置づけを行うことを出発点に、双方の協働を進めることが望ましい。

提言 5 産学の共同研究における経費概念の拡充

大学・大学院、あるいは公的研究機関と企業等が協働研究を行う場合には、企業等が拠出する研究費に、適切な水準の研究者や支援スタッフの人件費、実験施設・設備の維持管理費、光熱水費等の研究に直接必要となる経費や管理的経費など間接的に必要となる経費を含めて、共同研究の推進が関係する機関の発展につながるようにする必要がある。

また、国の競争的資金が大学・大学院、国の研究機関に支出される場合には、当面直接経費の30%の間接経費を支給することを徹底して、これらの研究機関がその管理運営に支障なく競争的資金による研究を進めることができるようにするべきである。

提言 6 研究施設・設備の充実と共同利用の促進

研究施設・設備の老朽化、陳腐化が進む恐れが顕在化している。研究施設・設備に対する国の資金は当初予算・補正予算ともに近年著しく減少している。施設・設備が良質の研究成果を生み出す土壌になることを再確認して、国として安定的な資金確保を図るべきである。同時に、多様な研究施設・設備が効率的に利用されるよう共同利用を進め、データのオープン化を図るべきである。

目 次

はじめに	1
1 日本の科学研究資金の動向と検討すべきテーマ	2
(1) 我が国の研究資金の動向	2
(2) 研究成果の推移	3
(3) 検討項目	4
2 基盤的経費と競争的資金	5
(1) 競争的資金と雇用形態	5
(2) 多様な競争的資金—各府省の研究費助成制度	6
(3) 多様な研究資金の適切な組み合わせ	7
(4) 研究の性格・契機と資金配分	8
3 民間企業から大学等への研究資金の流れの現状および拡大への提言	9
(1) 主要国における企業から大学等への資金の流れ	9
(2) 民間企業からの受託研究	10
(3) 民間企業との共同研究	10
(4) 産学の共同研究を深めていくために	11
(5) 産学官共同研究の強化に向けた政策動向：「組織」対「組織」の連携	13
4 間接経費	13
(1) 間接経費とは何か	13
(2) 直接・間接経費の適切な整理	14
(3) 直接経費概念の拡充	15
(4) その他の公的研究助成への間接経費の適用	15
5 研究施設整備に係る予算の状況	16
6 導かれる提言	18
<参考文献>	20
<参考資料1> 審議経過	22

はじめに

日本学術会議にとって、科学研究に関する資金、特に政府が提供する研究資金は、重要な関心事である。日本学術会議の設置を規定した日本学術会議法では、「科学の向上発達を図」（第2条）ることをその設立の目的とし、政府による日本学術会議に対する諮問事項の第1に、「科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、助成金等の予算及びその配分」（第4条第1項）と定めている。したがって、1949年に設立された日本学術会議の初期の活動の多くは、まさにこうした目的に沿った、研究機関の設立、科学関係の予算の増大に関わる勧告などに費やされていた。その結果、現在でも活動している科学技術研究機関の中には、日本学術会議の勧告に基づいて設置されたものが少なくない。

しかし、1956年に科学技術庁が設置され、さらに1959年に科学技術政策に関する内閣総理大臣の諮問機関として科学技術会議が設置されると、科学技術政策はもとより、科学技術予算に関する議論の場は次第に同会議に移るようになった。2001年に行われた中央省庁再編で、科学技術政策は内閣府に引き継がれ総合科学技術会議が発足するとこの傾向は強まった。2003年には、日本学術会議の在り方に関する議論が総合科学技術会議で行われ、その中で、日本学術会議の役割と総合科学技術会議の所掌事務が重なる科学技術予算等に関しては日本学術会議の提言事項に含めないこととすると述べられている[1]。

日本学術会議の側でも、会員等が強い関係を持つような科学技術関係の施設や事業の予算配分などに日本学術会議が関わることは我田引水の誹りを免れないとの意見が強まった。こうしたことを背景に、科学技術の振興に関わる政府の予算措置に関する提言等は、最近の10年間でもほとんど出されてこなかった。

しかし、2005年の法人化以降に次第に明らかになってきた国立大学への運営費交付金の削減、競争的資金の不安定性等がもたらしていると考えられる大学等の人材育成力や研究力の低下といった問題に対応して、科学技術政策全体の強化を求める声が強まるにつれて、日本学術会議においても、個別的な予算措置といった観点ではなく、科学技術政策の総合的な観点から研究資金の問題に取り組む必要があると考えるようになった。

これまでに、特に取り組みが弱体化している大型の研究施設や大規模な研究計画への政府の取り組みを求めるといった観点から、大型施設計画や大規模研究計画に関するマスタープランを作成してきた。これは、直接的に個々の計画に対する予算要望を行うものではないが、日本が科学技術の分野で競争力を保ち、成果を上げていくために中長期の視点から取り組むべきテーマを日本学術会議として提案しているものである[2][3][4][5]。

また、大学等の研究機関における基盤的経費の削減がもたらした若手研究者の雇用の不安定化が、優秀な人材の研究離れを引き起こしているとの観点から提言を取りまとめた[6]。これらを踏まえて、本検討委員会では、若が国の研究資金の全体像を、この分野で競い合っている諸国との比較で捉えなおすとともに、生起している諸問題を整理しつつあるべき姿について提言を行った。

1 日本の科学研究資金の動向と検討すべきテーマ

(1) 我が国の研究資金の動向

我が国の研究開発費は、2014年には総額で18兆9700億円であり、米国、中国に次いで世界第3位であった。リーマンショックによって落ち込んだが、2009年以降はほぼ横ばいに推移し、2014年になって対前年比で4.6%増加した（図1）。

諸外国の動向で特筆すべきは、中国の伸張である。1990年代終わりごろから急速な伸びを示し、既にEU全体を上回り、米国に接近する額となっている。また、韓国においても2000年代になって、着実に増加していることが見てとれる[8][9]。

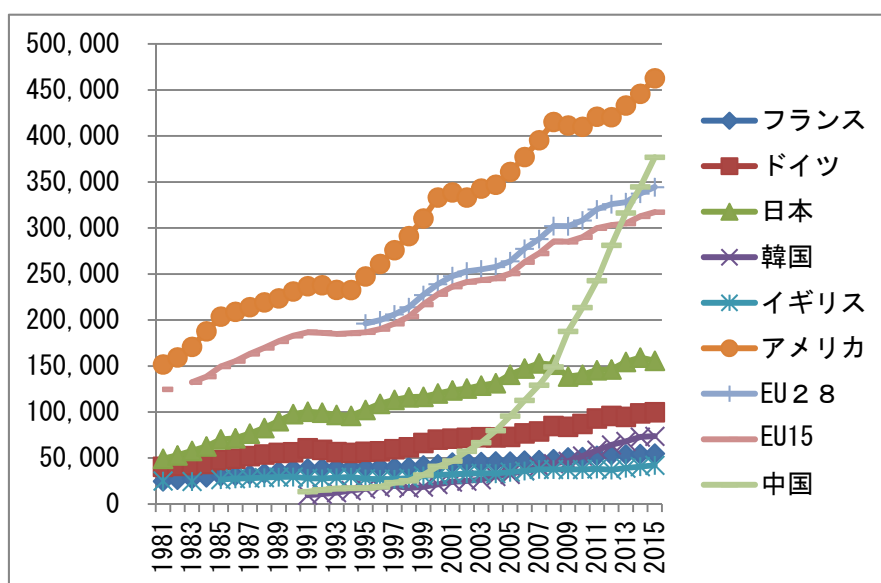


図1 主要国における研究開発費総額の推移 名目額(OECD 購買力平価換算 100 万米ドル)

我が国の研究開発費を部門別に見ると、研究開発費の負担と使用の両面で企業の役割が大きく、ともに70%を超えている。一方で、第3章で詳述するように、企業と大学等との交流は少なく、私立大学では自ら研究資金を確保する割合が高いという特徴がある。

研究開発費を性格別に見ると、我が国では、基礎研究の割合は14.8%、応用研究は21.7%、開発研究が63.5%となっており（2014年）、主要国の中では米国や韓国と似た構成である。これと部門をクロスさせると、企業では開発研究が多く、大学では基礎研究が多く、公的機関ではその中間という構成となっている[8][9]。

政府による研究開発投資では、我が国政府の科学技術予算（科学技術関係経費）は、2016年には、3兆4500億円（当初予算）であり、2000年以降では、当初予算において、ほぼ横ばいで推移してきたものが、2014年以降やや減少している。諸外国を見ると、米国では、リーマンショック後の落ち込みから回復基調にあり、中国では1990年代後半から急増し、既に米国を抜いて世界トップになっている。また独国では、2000年代初頭から増加傾向にある（図2）[9]。

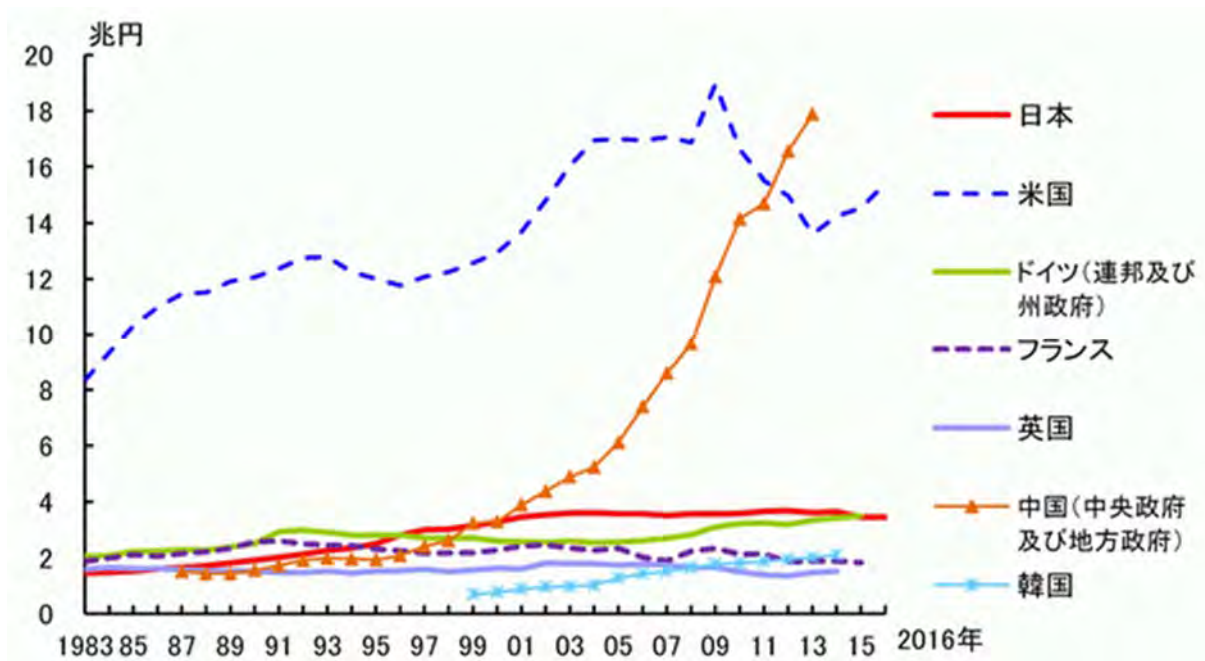


図2 主要国政府の科学技術予算の推移(OECD 購買力平価換算)

我が国では、科学技術に関する政府の将来投資規模（科学技術関係経費）を、科学技術基本計画（5か年計画）に明記してきた。計画と実績とを対比すると、5年間の政府投資規模を達成できたのは、第1期（1991－1995年）のみで、それ以降は、78%～82%の目標達成率に留まった。第5期科学技術基本計画の初年に当たる2016年度の当初予算は、先に示したように3.4兆円程度と、計画規模の26兆円（2016年度から2020年度の5年間）に対して低い水準であり、第5期における計画達成が当初から危ぶまれている[10]。科学技術関係経費の内訳の詳細は必ずしも明確になっていないものの、科学研究費（科研費）などの研究費はもとより、国立大学運営費交付金、私立大学への助成金、国立研究開発法人運営費交付金等、研究開発に関わる国の資金の大部分が含まれているので、その推移は、我が国の研究開発力に直接的な影響を及ぼすことになる。科学技術基本計画の策定にあたる総合科学技術・イノベーション会議においては、計画達成に向けて、政府部内での合意を形成し、我が国の研究開発投資が諸外国に比して十分な競争力を有する規模で行われ、大学や国の研究機関を中心とした研究開発関連機関が、それぞれの機能を十分に発揮できるようにすることが重要となる。

(2) 研究成果の推移

研究開発投資の成果はどのような状況にあるのかを整理してみよう。

研究開発費の成果を測るには、科学技術論文の質と量、知的財産の取得状況、企業活動における研究開発の貢献、さらには、将来への投資に当たる科学技術関係の人材育成の状況等を把握することが重要となる。

2000年代に入って、自然科学関係のノーベル賞受賞者の中で、日本で教育を受けた研究者は米国に次いで多いことにも示されるように、日本の科学技術研究者は顕著な業績

を上げてきた。

しかし、科学技術関係の論文数を見ると、世界的には、研究者や媒体の増加によって増加の一途を辿っている中で、我が国の地位は低下気味である。全論文数の国際シェアでは、我が国は 2000 年代初めまでシェアを伸ばして世界第 2 位になった時期もあったが、その後はシェアを低下させ、現在では米、中に次いで第 3 位である¹（分数カウント法による）。この間、1990 年代後半から、全体に占めるシェアは高くないものの、企業に所属する研究者による論文数が減少してきていることも指摘できよう[11]。論文全体としては、国際共著論文の割合が欧米諸国に比べて低い水準にある。また、論文の質を表す被引用数の Top10%、Top 1 %論文数では、近年は順位を低下させている[9]。

一方、知的財産の形成では、引き続き高い成果を上げている。有効特許の出願を最も的確に表すパテントファミリー数では、我が国は 1990 年代末以降、世界のトップにあり、特に、電気工学や一般機器分野で高いシェアを占めている。しかし、バイオ関係は世界全体の中で低いシェアにとどまっている。これらを反映して、技術貿易収支比（技術輸出額/技術輸入額）では世界トップの水準にある[9][13]。

研究成果の将来動向を考えるうえで懸念されるのは、将来の研究開発を担う若手研究者育成の主要な場である大学において、若手教員比率が大幅に低下していることである。1986 年には 39.0%であったものが、2013 年には 24.6%となった。これを裏付けるように、若手研究者の輩出ルートにある大学院博士課程への入学者は、2003 年からほぼ単調に減少し、博士号取得者も 2006 年をピークにほぼ単調に減少している[9][13]。

これらから、研究開発投資の成果は必ずしも順調ではなく、特に、将来の研究開発の担い手である若手研究者の育成に大きな不安が生じているといえる。その原因を特定することは容易ではないが、少なくとも、人材育成や論文発表において大きな役割を担う大学において、国立大学の運営費交付金が減額され、私立大学への助成金が伸び悩んできたことが、若手人材の安定的な雇用を妨げ、若手教員の縮小につながっていると推測できる。一方で、競争的資金の総額は近年増加しているとはいえ、競争的資金は、その性質上、継続性を持たない資金であることから、研究者の育成に断絶が生じやすく、長期的に研究開発力を高めることに結びついていない恐れがある。こうした指摘は、海外の科学専門誌なども述べている。（NATURE 2017 年 3 月）

(3) 検討項目

研究開発に関する現状を踏まえて、本委員会では以下のような検討項目を掲げて、審議を進めた。

- ① 研究に関わる基盤的経費と競争的経費のバランスの確保
- ② 産業界と大学等との研究上の交流拡大
- ③ 競争的資金・外部資金における間接的経費の在り方

¹ 研究論文数の国別集計では整数カウント法と分数カウント法がある。前者では、1 本の論文が複数の国の著者に（例えば日本の A 大学、B 大学、米国の C 大学の 3 人）によって執筆された場合、日本 1 件、米国 1 件とする。後者では、同例において、日本 2/3、米国 1/3 と数える。

④ 研究施設・設備の整備の拡充

以下では、各事項に関する審議の取りまとめを行うとともに、審議を踏まえた、本委員会の提言を述べる。

2 基盤的経費と競争的資金

(1) 競争的資金と雇用形態

国立大学法人については、2008 年度には運営費交付金 1.181 兆円、外部研究費（科研費、補助金、寄付金、受託事業費、共同研究、受託研究）の総計は 0.485 兆円であったものが、その後、運営費交付金はさらに漸減し、2015 年度には 1.094 兆円となった。一方で、外部研究費は 0.611 兆円となり、国立大学法人が受取る運営費交付金と外部研究費の合計は増加したものの、運営費交付金と外部研究費の比率は 70 : 30 から、64 : 36 に変化した²[14]。

外部研究費は、競争的資金や特定研究者（グループ）に支給される研究費を含み、研究目的や期間が限定されているために、研究者を長期にわたって安定的に雇用して、研究させるための経費とはならないことが大きな問題である。研究力の高い大学で構成される RU11 を対象とした調査でも、安定的な雇用を意味する任期なし教員の数減少傾向にあり、任期付教員数が増加している。この傾向は 40 歳未満の若手研究者で著しく、任期付教員数が任期なし教員数を上回っている。

また、任期付教員の雇用財源には、短期の競争的資金も充てられるため、3 年、場合によってはさらに短期の雇用といった任期の短い雇用が生じ、若手研究者の不安を高め、研究職離れの傾向を助長するに至っているといえよう[15]。

大学・研究機関における研究活動を活性化させたり、ボトムアップで新たなアイデアを発掘し、活かしたり、さらに国際的競争力を高めるために、基盤的経費の一部や外部研究費（競争的資金）の獲得における一定の競争制度は効果がある。また、こうした競争の結果、長期には継続されない財源をもとに研究を進める必要が出てくるために、任期付教員の雇用が必然となる。さらに、こうしたことがきっかけになって、テニュアトラック制度をはじめとした任期付教員雇用制度が普及してきた。ことに、一部の国立大学では 2000 年代になって教員の定年が延長されたために、任期なしポストへの若手の新規採用が停滞したことも任期付き雇用を促したという事情もある。

若手教員は、一般的に、ポスドク、助教、准教授等を経て教授に昇任するという道を辿ることが想定されるから、任期のあるなしに拘わらず、若い段階で、研究者としての資質を試され、選別される過程を歩むのは止むを得ないともいえよう。いやむしろ、適度な競争原理が働くことは、切磋琢磨を通じて研究者としての能力を高め、業績を上げるうえで有効性を持つといえる。

しかし、教育には、幅広い分野構成からなる教員群が必要となること、分野によって

² この間で、もっとも外部資金の割合が高くなったのは 2013 年度で、運営費交付金と外部資金の比は、61 : 39 であった。

は成果を上げるまでに長期間を要すること、さらに若い世代を研究上の競争環境に置くことが出産や育児などに支障が生ずる恐れを招くことを踏まえるならば、安定的な雇用環境の持つ利点があることも事実である。

このように、特に、若手研究者のキャリア出発点としての役割を持つ大学での若手教員の雇用拡充は重要である。しかし、大学においても雇用できる研究者数を希望に応じて増やせるわけではないので、職歴における次の段階の拡充を図ることも合わせて重要となる。これまでの高度な研究実績を持った若手研究者をあまり雇用してこなかった企業研究所や政府行政部門等においても、こうした人材の活用を進めることが重要といえる。

(2) 多様な競争的資金—各府省の研究費助成制度

ここでは、競争的資金といわれるものが、どのように広がっているのかを概観する。各府省が大学ないし研究機関に対して資金を提供するには、様々な形態がある。競争的研究経費について公表された資料から、2016 年度(予算)における予算項目別の額を図 3 に示した。

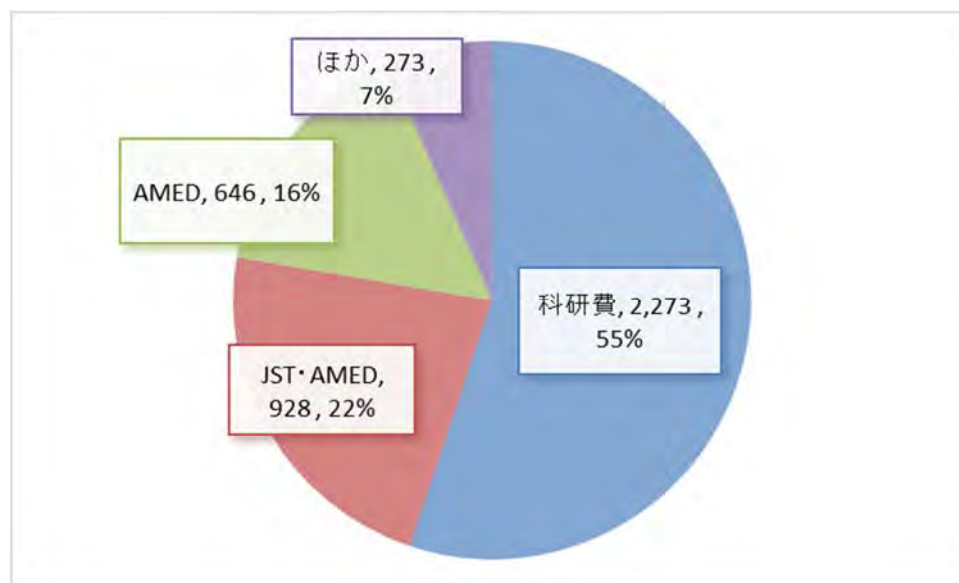


図3 政府による競争的研究経費 — 2016 年度予算 (億円、%)

(出典) 図表 2-2 を参照

これらの競争的経費の総額は約 4100 億円程度であるが、そのうち過半 (55 パーセント、2273 億円) は科研費である。さらに科学技術振興機構 (JST) が一部、日本医療研究開発機構 (AMED) と連携して行う事業が 22 パーセント、928 億円、AMED (文科省管轄「国家課題対応型研究開発推進事業」を含む) が 16 パーセント、646 億円であった。これらの三つのカテゴリーをあわせると、競争資金の 9 割をこえることになる。

科研費、JST、AMED 以外の、各府省からの資金は合計で 273 億円であった。その府省

別、主管別、事業名別の金額を巻末付表 1 に示した。そのうち主なものは経済産業省「戦略的基盤技術高度化・連携支援事業」が 108 億円、環境省「環境研究総合推進費」52 億円、厚生労働省「厚生労働科学研究費補助金」43 億円、農林水産省「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」32 億円、などであった。なおこれらの経費の制度的詳細については総務省が整理した一覧表が公開されている³。

(3) 多様な研究資金の適切な組み合わせ

これらの多様な基盤的資金や競争的資金を通じて、国として推進していくべき分野に携わる研究者を確保するには、長期的、あるいは中期的視点に立って、いくつかの方法を適切に組み合わせる必要がある。

まず、国が自ら新たな研究機関を設置したり、特定の研究分野に研究資金を配分するような重点化が必要である。そのためには、分野の重要性に関わる社会の理解を把握するとともに、専門家による検討や当該分野の国際的な研究動向を踏まえた対処が求められる。

次に、国は、既存の研究機関に運営費交付金等の形で基盤的研究費を配分することによって、専門家集団としての研究機関の自主的な判断に基づく内部配分を通じたバランスのとれた研究領域の確保を目指すことが重要である。

さらに、競争的な研究資金を幅広い分野に提供し、研究者間の評価に基づいてその配分を決めていくことによって、優れた研究が発展していくという競争的資金の活用を図ることも重要である。

研究が日進月歩であり、その成果が、日々社会の発展や我々の生活に還元されることを考えれば、研究分野の特性を踏まえながらも、一定の競争的な環境の下で資金配分を行うことは研究促進に前向きの効果をもたらすと考えられる。その上で、研究を志した若者が、短期間での資金の打ち切り等の理由で途中で道を断たれることがないように、資金の継続的な供給をはかり、研究と研究者の育成を進めることが求められよう。

国が運営を支える国立大学は、自らの研究活動と教育を密接に結びつけることによって、高度な人材を社会に送り出すとともに、大学院において研究者の育成を進める重要な役割を担う。したがって、これらを保障するために、適切な総合性、適切な ST 比（教員一人当たり学生数）、適切な研究時間確保が可能となるような条件整備を行うべきである。

また、国立大学をはじめとする研究を主体とする大学においては、国が提供する競争的資金を積極的に活用することはもちろん、企業との連携を積極的に進めて、特に応用研究や開発型の研究を通じて、成果が社会から見えるような貢献をなすことにも注力する必要がある。

³ 総務省『平成 28 年度競争的資金制度一覧』
(http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28_seido_ichiran.pdf)

(4) 研究の性格・契機と資金配分

一般に、研究は、その性格の観点から、基礎研究(basic research)、応用研究(applied research)、開発研究(development research)に分かれ、研究の契機の観点から学術研究(academic research)、戦略研究(strategic research)、要請研究(commissioned research)に分かれるとされる[14]。

研究の性格については以下のように整理される。基礎研究とは、個別具体的な応用を直接的な目標とすることなく、仮説や理論を形成するため又は現象や観察可能な事実に関して新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究である。応用研究とは、個別具体的な目標に向けて、実用化の可能性を確かめる研究や、既に実用化されている方法に関して、新たな応用方法を探索する研究である。そして、開発研究とは、基礎研究、応用研究及び実際の経験から得た知識の利用であり、新しい材料、装置、製品、システム、工程等の導入又は既存のこれらのものの改良を狙いとする研究をいう。

また、研究の契機については以下である。学術研究とは、個々の研究者の内在的な動機に基づき、自己責任の下で進められ、真理の探究や科学知識の応用展開、さらに課題の発見・解決などに向けた研究である。戦略研究とは、政府が設定する分野に基づき、選択と集中の理念と立案者(政府)と実行者(研究者)の協同による目標管理の下で進められ、課題解決が重視される研究である。そして、要請研究とは、政府からの要請に基づき、定められた研究目的や研究内容の下で、社会的実践効果の確保のために進められる研究である。

大学や公的研究機関への公的資金は、基盤的経費をベースとしながらも、一定の競争的環境を創出することによって、研究活動の活性化を促し国際競争力を高めていくように適切な割合で競争的資金を組み合わせることが望ましい。その際に、当然ながら、前述した多様な性格と契機からなる研究を組み合わせることで、成果を高めることが必要となる。どのような組み合わせが適切なのかについては、本章でも述べた成果の評価、大学や公的研究機関の意見等を勘案して定めていくことが求められよう。この提言では、基礎研究と学術研究が新たな知の体系の源としての重要な役割を持つことを前提としたうえで、大学と企業がより緊密に連携することによって発展すると思われる応用研究や、基礎研究と応用研究の結びつき、さらにそれを促す戦略研究のあり方について検討を深める。

3 民間企業から大学等への研究資金の流れの現状および拡大への提言

(1) 主要国における企業から大学等への資金の流れ

日本では、民間企業から大学へ支出される研究資金の割合が、これらの研究機関が受取る研究資金の2.6%（OECD 統計、2014 年）であり、主要7カ国中最も低い割合である（図5）。特記すべきは中国、ドイツ、韓国は、それぞれ33.7%、14.0%、11.2%と高い割合であることである。

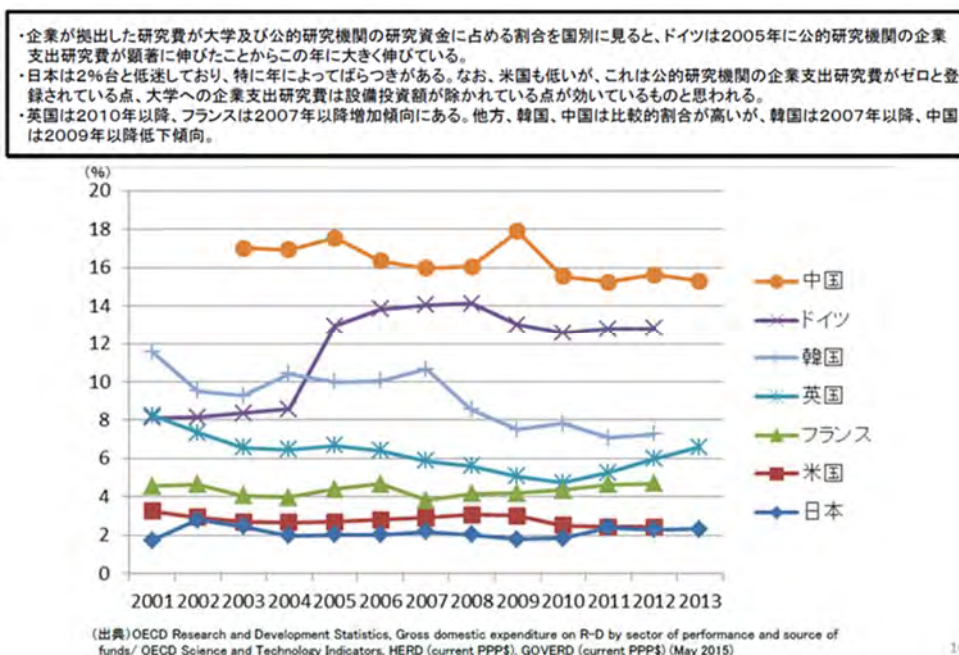


図5 主要国の大学・公的研究機関における企業支出研究費割合の推移

(出典) 我が国の産業技術に関する研究開発活動の動向 ―主要指標と調査データ 第15版

平成27年6月 経済産業省産業技術環境局技術政策企画室

日本において、研究開発費の70%以上を企業が負担していることからみると、大学への企業からの研究資金の流れは極めて少額といえる。産業界の研究費に占める大学への拠出割合および大学の財源に占める産業界からの拠出割合のいずれからみても、海外の主要国に比べて低い（図6）。

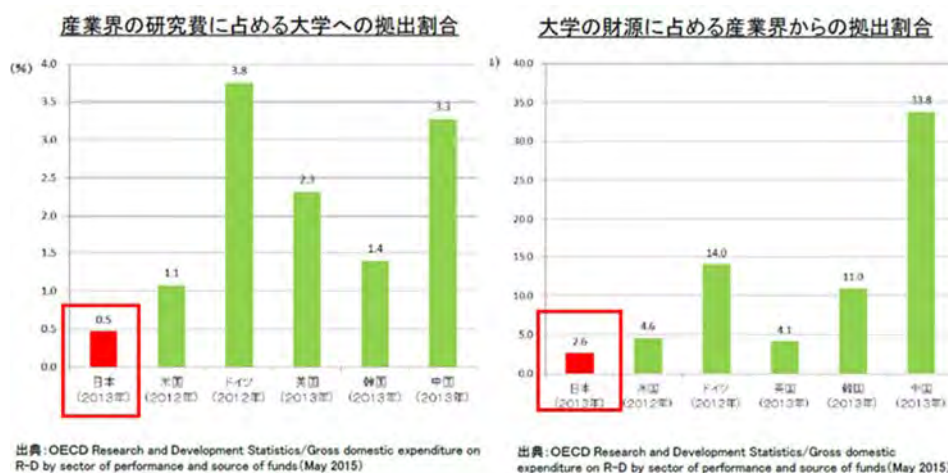
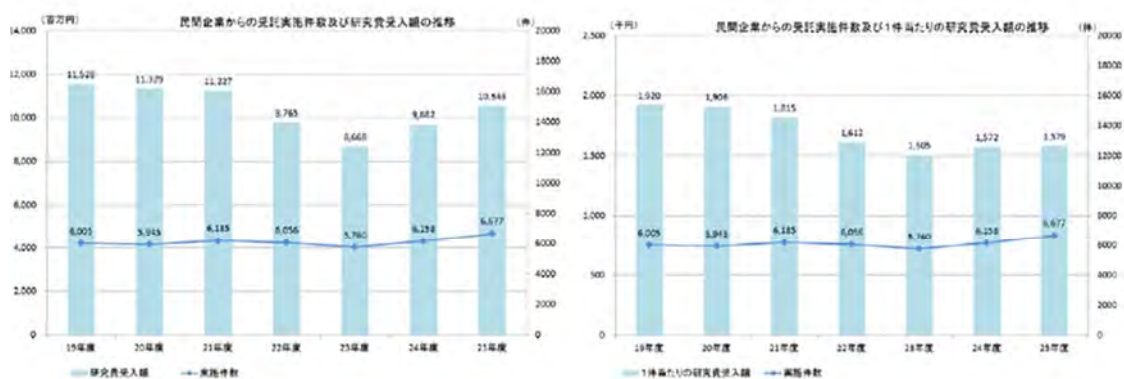


図6 主要国における産業界から大学への研究費拠出

(出典) 我が国の産業技術に関する研究開発活動の動向 —主要指標と調査データ— 第15版
平成27年6月 経済産業省産業技術環境局技術政策企画室

(2) 民間企業からの受託研究

また、我が国の大学における民間企業からの受託研究費の1件当たりの受入額は、2007年度が190万円であったが、2011年度には150万円（総額では86億6800万円）に減少した。2013年度は157万円（総額では105億4300万円）にやや回復はしたものの、2007年度の水準にまでは回復していない。2014年度の実績は研究実施件数6,953件（前年度から276件増加）、受入額は約111億円となっている。



(出典) 文部科学省「平成25年度 大学等における産学連携等実施状況について(平成26年11月)」を基に経済産業省作成。

図7 日本の大学の民間企業からの受託研究の現状

(出典) 我が国の産業技術に関する研究開発活動の動向 —主要指標と調査データ—

第15版 平成27年6月 経済産業省産業技術環境局技術政策企画室

(3) 民間企業との共同研究

大学と企業との共同研究はリーマンショックによる2009年度前後の落ち込みから回

復傾向にある。2012 年度時点では、額はまだ約 350 億円と少ないが、2014 年度には前年に比べ若干であるが増加し（約 26 億円）、ようやく 400 億円を超えた。

共同研究の実施件数も増加の傾向にあり、2014 年度は 19,070 件となり、前年に比べ 1,189 件増加した。しかし、1 件当たりの研究費受入額は、ほぼ横ばいで平均 200 万円であり、大学が企業等と実施した共同研究の半数は 100 万円未満／件となっている。これは外国の大学の 1000 万円以上と比較して少額である。

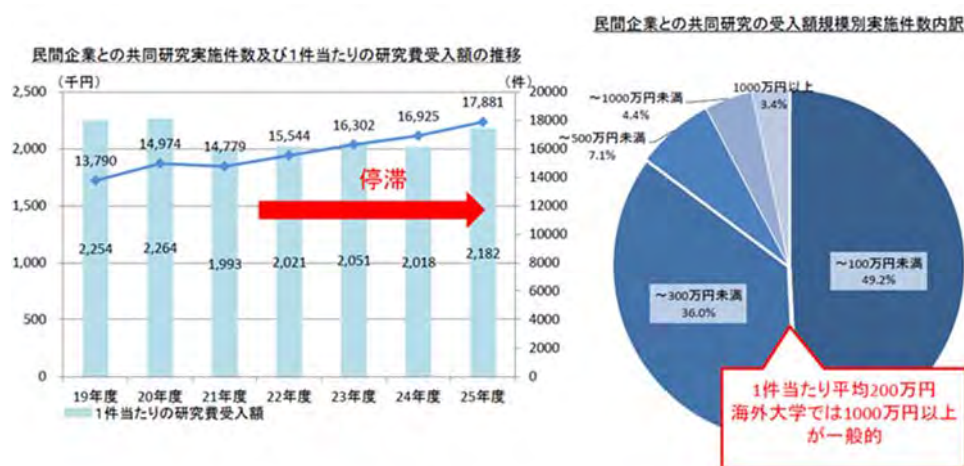


図8 日本の大学の民間企業との共同研究の現状

(出典) 我が国の産業技術に関する研究開発活動の動向 ―主要指標と調査データ 第15版

平成27年6月 経済産業省産業技術環境局技術政策企画室

前述のように、企業等からの共同研究費は主要各国の 1000 万円/件に比べ、日本では平均 200 万円/件と少額で、2014 年度で 1 件 1000 万円以上の共同研究が全体に占める割合はわずか 4 %¹⁾である。これに関連して、企業研究者から見た産学連携への参加の動機に関するアンケート結果²⁾を見ると、日本においては人的関係の形成を目的とした共同研究が多いことがうかがえる。お付き合いの域を脱して本格的な共同研究を実施するためには、1 件 1000 万円以上の人件費を含む高額の研究費（外国では人件費込みの事例が多い）が必要であり、今後、この規模の共同研究件数を増やすことが求められる[16]。

(4) 産学の共同研究を深めていくために

企業から大学等への資金の流れを概観すると、主要各国に比べ日本は極めて低い割合であると言わざるを得ない。この原因を解明し、今後この割合を増大させるための方策が求められる。

「産学連携と大学発イノベーションの創出 (ver. 2)」[17]によれば、産学連携は新製品・サービス、新工程の実現に効果があると報告されている。特に、ICT 産業あるいは製薬・バイオ産業においては、企業現場の研究者は産学連携の効果を高く評価しており、大学・公的機関の研究成果なくしては製品が開発できなかったと考えている[16]。

例えば、創薬の分野においては、独創的標的分子は生命科学の基礎研究から見出され、企業における創薬研究からは生み出されないことは産学間のコンセンサスになっている[18]。

大学の研究者の中には、企業が開発を必要としている研究課題には極めて独創的な基礎的な研究成果を生み出せるシーズが大学側に多々あるとの認識から、企業との共同研究を望む傾向もみられる。本検討委員会（第5回）の企業人からのヒアリングにおいても、最近「大学の科学技術は必要」との認識が企業において高まっているとのコメントがあった。

大学と企業の双方の発展に何が必要で有効なのか、業種間の違いも含めて、産学連携の取り組みに対する精緻な検討が必要であろう。

また、大学の研究成果を企業の製品化に繋げていく上で、大学研究者の論文志向、企業研究者の特許志向という研究成果の取扱いに関わる評価基準の差異があるために噛み合わないことが障害になっていると指摘される[16]。しかし、過去に企業との共同研究を経験した大学の研究者に対する調査では、一定程度までの共同研究への参加は論文発表件数と被引用件数の増加にプラスの影響を与えていることが示されている²⁾。したがって、少なくとも共同研究が論文発表の妨げになっているとはいえず、大学研究者の積極的参加を引き出し得る可能性がある。企業人、特に研究現場から離れている経営部門の意識改革が求められているといえよう。

1000万円規模の共同研究費の社内決裁権限者は役員クラスである企業が大半であること（84.2%）³⁾から、大型共同研究には役員クラスのコミットメントが重要である。「大学側の経営層」から「企業の経営層・管理部門」に当該プロジェクトの意義を直接説明することで企業側の更なるコミットメントを引き出すことも必要で、社内決裁権限者との緊密な連携が重要と思われる。

研究資金だけでは企業の目的意識は大学人には伝わりにくいことが多い。また、大学の有する研究上の成果も企業の研究者が全て把握しているわけではない。この点から、共同研究を実質的なものとする上で、研究資金だけではなく、人の相互交流は非常に重要である。近年、大学と企業間の人材流動性が鈍化の傾向にあるだけに、人材育成の観点からも活発化させることが求められる。

特に、大学への研究者の派遣、大学の博士課程への修士の学位を有する企業研究員の入学は重要である。大学は企業人を博士課程学生として受け入れ教育する多様なコースを設置しており、更に拡充していくことが求められる。

共同研究を担う体制として、クロスアポイントメント制度が導入された。しかし、利益相反あるいは大学の教育体制への対応困難（弊害）等の課題があり、普及しているとは言いがたい。我が国に定着している終身雇用制やそれと結びついた月給制・退職金制等の雇用形態や雇用条件が急には変わらないという現実を踏まえて、複数の任務に就く場合に、どのような雇用のあり方が適切なのかを継続的に検討し、制度の改善を図ることが求められている。

(5) 産学官共同研究の強化に向けた政策動向：「組織」対「組織」の連携

(3)、(4)で見たように、これまでの我が国の産学共同研究では、大学や国立研究開発法人の研究者と企業との個人的な関係を通じて行われるのが一般的であり、取り組みが小規模に留まり、産業界からは成果の創出が見えにくいと指摘されてきた。こうした状況を改善するために、政府は2016年6月に閣議決定した『日本再興戦略2016』[22]のなかで、機関連携型とも呼ぶべき「組織」対「組織」の産学官連携を推進し、「本格的でパイプの太い持続的な大規模共同研究」を実現させて2025年度までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額を現在の3倍にする方針を打ち出した。従来の産学共同研究では、研究者あるいは研究室の研究テーマに企業側のニーズが合致した場合に実施されるのが通例であった。これに対して、「組織」対「組織」の連携では、大学や国立研究開発法人と企業とが将来のあるべき社会像等のビジョンを共有したうえで、個別のテーマを設定して進めようとする点に特徴がある。このため、大学側でも、文系と理系など広い分野が協力してテーマを設定し、学長や理事長等が複数部局をとりまとめて推進するというトップダウンの運営管理のもとで研究体制を整え、企業との組織的な信頼関係を構築することが求められる。

日本再興戦略2016を受けて文部科学省と経済産業省が共同で設置した「イノベーション促進産学官対話会議」では、2016年11月に、産学共同研究の新たなガイドラインをまとめた[23]。ガイドラインでは、連携機能強化へ必要とされる観点として資金、知、人材を取り上げ、それぞれについてその在り方を整理している。

注目されるのは、人件費や間接経費を含めた資金の好循環の仕組みである。例えば、運営費交付金から支給されている国立大学の承継教員の給与についても、ガイドラインでは、共同研究の貢献度に応じて企業からの給与支払いを可能としている。これにより、運営費交付金に生じた余裕分を若手教員の雇用等に回すことが可能になる。

また、間接経費、すなわち産学連携の推進を図るための経費や直接経費以外に必要な経費及び管理的経費等といった名目の経費の算定方法も明確に設定している。これは、次章でもさらに検討するように、従来の産学共同研究のほとんどでは、間接経費が十分に計上されていなかったことに比べれば大きな改善となっている。

これらの仕組みがうまく機能すると、長期に及ぶ運営費交付金の漸減に苦しむ国立大学法人にとって財源の多様化の一法になり得る。この他にも、知的財産マネジメントや、利益相反や技術漏洩などのリスクマネジメント、クロスアポイントメントの促進などが盛り込まれている。クロスアポイントメント制度などについては、(4)で触れたように、なお検討課題が含まれているとはいえ、これまで産官学各セクターから指摘されてきた共同研究実施に向けた種々の課題に応える改善策が提案されたといえよう。

4 間接経費

(1) 間接経費とは何か

間接経費とは、一般的には、競争的資金等による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を意味し、個々の費用を積み上げて算定したり、直接経費に対する一定比

率で算定する方法が一般的に用いられる。間接経費を計上することによって、競争的資金を獲得した研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上を図ることができるようになり、競争的資金獲得のメリットより明確になる[24]。

大学に属する研究者が競争的資金に応募して研究を実施するためには、応募・報告、会計管理、購入品管理、知財管理などに係る事務的補助が欠かせない。また、設備も含む研究環境の整備も必要となる。直接経費では支出できないこれらの経費を大学の経常費から支出するとなると、競争的資金を獲得する大学ほど経常費からの支出が増し、教育経費・人件費等の他の支出を圧迫することになる。その弊害を緩和または除去するために導入されてきたのが間接経費の考え方である。

しかし、これまでの競争的資金や企業との共同研究費においては、本来直接経費に含まれるべき研究に必要となる費用も十分に計上されてこなかったという問題がある。当該研究に直接携わる研究者や研究補助者の人件費、光熱水費、研究室の維持管理費、さらに近年活発になってきた URA 等の研究サポート・スタッフの人件費等である。これらの費用は、従来は基盤的経費においてカバーされてきたともいえようが、大学における産学連携をさらに促進し、外部資金による大学の発展を目指すとするならば、こうした費用を外部資金で負担できるようにして、外部資金の獲得が大学の運営にとってよりプラスになるようにすることが不可欠である。

いうまでもなく、これらの費用は、当該研究に直接充てられる費用であり、間接経費というよりは、むしろ産学連携に関わる直接経費の充実とみなす方が適切であるともいえよう。したがって、間接経費の拡充に際しては、その内容に関する共通理解を定着させることが不可欠である。

(2) 直接・間接経費の適切な整理

間接経費と直接経費に関する理解が必ずしも共通なものとなっていない中で、議論を混乱させないためには、国公立大学や公的な研究機関、あるいは私学助成金を得ている私立大学が公的研究資金を受取る場合と、これらの機関が民間資金を得て種々の研究を行う場合とを分けて検討することが適切である。

公的研究資金の場合には、すでに内閣府が示しているように直接経費の 30%を間接経費として支給することを原則として普及させるべきである。実際「イノベーション実現のための財源多様化検討会」[25]の議論の一環として、いくつかの大学において研究費をマクロで捉えて間接経費の性格を有する費目の金額を試算したところ、おおよそ 30 数%と算出された。今後は、国公立・私立といった大学の形態、研究者数等によって変化する要因を取り入れたうえで、客観的なデータをもって間接経費を直接経費の 30%とすることが妥当であることを確認し、普及させていくべきであろう。

その上で、この比率については、実施状況を見ながら必要に応じて見直すことが必要である。海外の状況も国によって異なる。米国のように私立が中心になる場合には、インフラ整備費および管理運営費等を明確な算出根拠に基づきオーバーヘッドと称して徴収する。この場合、直接経費の 50%以上になることが多い。

一方で、公立大学が大部分を占めるドイツの競争的資金では DFG の例で間接経費 20% となっている。この数字は経常費の圧迫を避けるためには低すぎる一方、DFG が間接経費を導入する目的として“rewards successful scientists and universities”（成功した研究者と大学を報いる）と明記していることから報酬的な側面も有すると考えられる。

(3) 直接経費概念の拡充

これに対して、大学や公的研究機関が、企業からの研究資金を受け入れて、様々な研究活動を行なう場合には、(1) で述べたように、必要経費の中に、研究者のエフォート、実験室や機材の使用時間や量に応じて、研究者やサポート・スタッフの人件費、研究室・実験室の維持管理費、光熱水費等を計上することが不可欠である。これらは研究に直接要する費用という意味で本来は直接経費に当たるものである（これらを産学連携経費と呼んでいる機関もある）。その額は、研究内容によって異なるために、個別案件ごとに積み上げて額を定め、研究を実施することが望ましい。しかし、過去の実績等から標準的な経費が算定できるのであれば、企業側の了解の下で、定率をもって充てることも可能であろう。一般的には、これらの経費の中で特に割合の大きいのはエフォートに応じた研究者の人件費である。多くの場合には、ここで論じている人件費、施設維持管理費、光熱水費等を含まない直接経費の 30% を優に超える割合になるとされる。こうした経費を適切に織り込むことによって、大学や公的研究機関の外部資金による研究活動を発展させることができる。

外部資金による研究に必要な経費を、間接経費と考えるにせよ、直接経費の概念の拡張によって位置づけるにせよ、重要な点は、相手方との相互理解によって、制度を発展させていくことである。また、間接経費の拡充が、大学等において、研究現場と運営側の資金の取り合いになっては本末転倒である。URA や産学連携本部などが十分に機能を発揮することによって、大学等が社会で果たす役割を向上させつつ外部資金の獲得額を増大させながら「間接経費」問題を適切に解いて、産学の協働を発展させていく必要がある。

(4) その他の公的研究助成への間接経費の適用

以上では競争的資金に議論を限定してきた。しかし、競争的資金とは一般的な競争的経費の一部である。競争的資金以外の競争的経費には間接経費 30% が充当されていないという問題が存在する。例えば、スーパースーパーグローバル大学等事業、博士課程教育リーディングプログラム、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業、大学の世界展開力事業等の競争的経費では、大学の事務・会計部門の負担が大きいという、その補助を担当する職員雇用を目的とした直接経費が計上されていても、最終的な充当率が低いために大学の経常費に負担が回ることが多々ある。すなわち競争的経費を獲得する大学ほど経常費が圧迫される不合理な状態となりかねない。したがって、外部資金獲得を、当該研究のみならず、大学全体の研究力や教育の発展に結びつけていくためには、公的資金を財

源とする場合には、競争的資金以外のすべての公募型競争的経費に間接経費 30%を徹底することが必要である。

5 研究施設整備に係る予算の状況

国立大学法人に対する運営費交付金が大幅に減額され、教育研究等に係る諸活動に支障をきたすようになってきていると指摘される。そればかりではなく、大型の研究設備の更新が遅れ、老朽化や陳腐化が進んでいることも大きな問題となっており、その改善は焦眉の急となっている。研究設備は、従来、概算要求における共通政策課題の基盤的設備等整備分として要求されてきた。しかし、文科省の資料[26]が示すように、この10年間は当初予算で認められるものがほとんどなくなってきており、補正予算で辛うじて一部のものが認められるといった状況にあった。ところが、平成26年以降は補正予算の措置もほとんどなくなってきており、設備の老朽化と陳腐化はますます深刻化している。

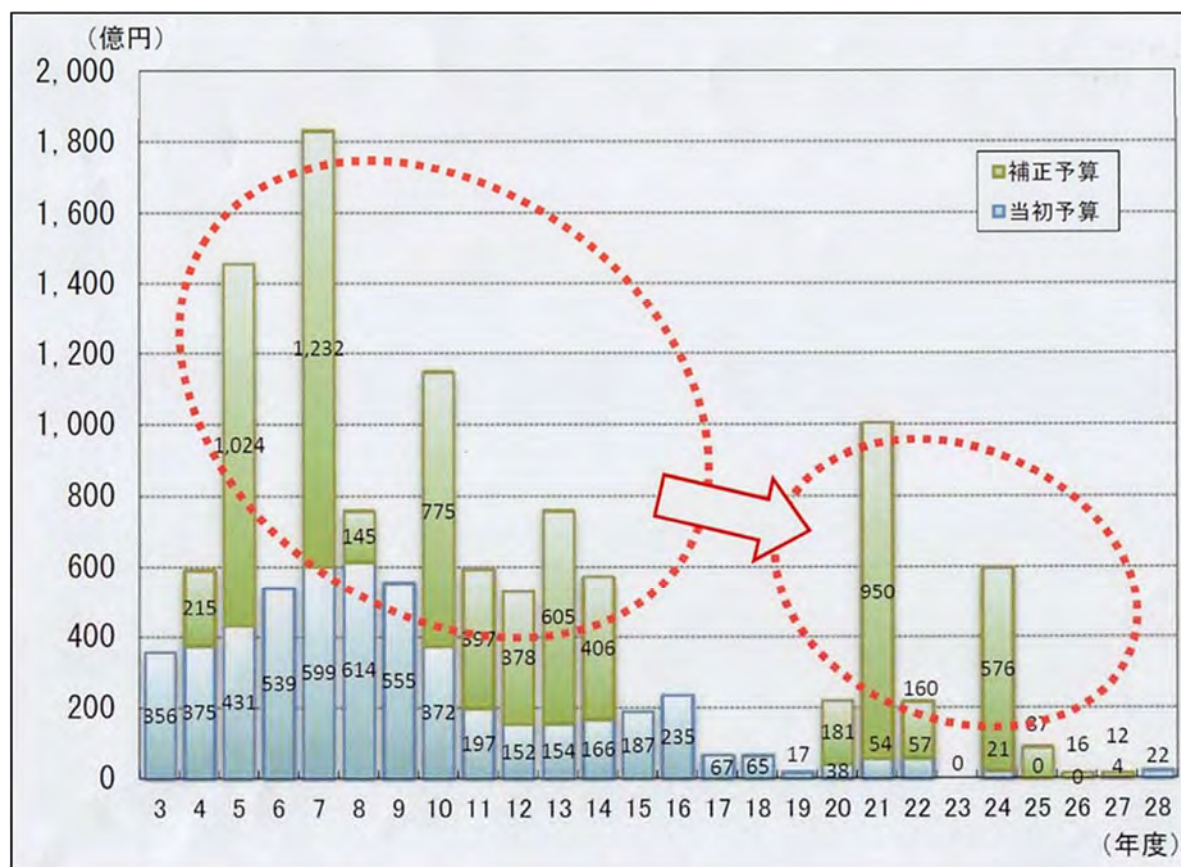


図9 「共同利用・共同研究体制の改革・強化等について」

(出典) 科学技術・学術審議会学術分科会第61回資料 文科省・研究振興局学術機関課

平成28年2月1日

大型施設整備に関するこうした問題については、すでに平成17年の時点において、文科省資料[27]にあるように政府・文科省においても認識されていた。そこでは、研究設備に係る予算等の推移について、次のように述べている。

「国立大学等について、平成 4 年度以降の研究設備に係る予算の推移（別紙 1-1 参照）をみると、当初予算は平成 4 年度の 191 億円から平成 8 年度には 333 億円に達した。この間、平成 5 年度に 692 億円、平成 7 年度に 555 億円の大型の補正予算が措置されている。しかし、平成 9 年度から当初予算は減少に転じ、平成 12 年度には 32 億円まで減少した。ただし、平成 10 年度より平成 14 年度まで毎年度 100 億円から 300 億円規模の補正予算が措置されており、したがって、この 5 年間は当初予算を上回る額が補正予算で措置されていた。

直近の平成 17 年度当初予算では、運営費交付金（特別教育研究経費）・施設整備費補助金の設備関係経費として 144 億円が計上されている。これらは、設備費として明確な予算根拠のあるものを計上しており、基盤的経費や競争的資金などにより捻出された設備費は含まれていない。また、平成 15 年度以降は補正予算の措置は行われていないため、全体的には研究設備に係る予算は大幅に減少している。」

また、本資料[27]からは、研究設備の現状とそれらを取り巻く課題について、当時においてすでに明確に認識されていたことがわかる。その対策としては、大学等において設備マスタープランを策定するなどの計画的・継続的な研究設備充実のための取組みを求め、それを前提として「効果的な支援」を国が行うことがうたわれていた。「学術研究設備の問題は、基盤的経費や競争的資金の在り方、共同利用など学術研究システムの在り方などにも関係する幅広い問題であり、今後も引き続き、我が国全体の学術研究の発展を視野に入れ、研究設備を適切に運用できる人材の配置と養成、部局・大学ごとの役割分担を含め、国公立大学における研究設備の充実方策について、検討を加えることが必要」であるとして、今日の問題状況への対応方策が示されている。

6 導かれる提言

提言1 研究資金のバランスの取れた配分

科学技術の研究には、その性格や研究の契機に応じて基礎研究、応用研究、開発研究、あるいは学術研究、戦略研究、要請研究等があり、これらをバランスよく進めることが科学技術力を総合的に高めるために重要となる。科学技術を活用したイノベーションを起こすためには、応用や開発型の研究を、政府主導で戦略的に進めることが必要と考えがちだが、それを支える基礎的な学術研究があって初めて持続的なイノベーションが可能となることを社会の共通認識とするべきである。そのうえで、政府は基礎から、応用、開発までの研究資金のバランスのとれた配分を進めるべきである。国の研究開発費の大半を占める企業の研究開発費が主として応用や開発研究に向けられるので、公的な研究資金は、基礎や基礎と応用の接続が十分に行われることに着目して配分されることが望ましい。

提言2 若手研究者の育成

科学技術力を中長期的に高めていくためには、若手研究者の持続的な育成が必要である。国は、研究者育成の中核を担う大学や国の研究機関に対して基盤的経費と競争的研究費を継続的に支給する体制を整え、これらの機関が安定した運営基盤の下で、切磋琢磨しながら人材育成と研究に取り組めるようにするべきである。

提言3 産学の共同研究の推進

大学等の役割を十分に果たしていくために、今後より拡充していくべき分野として、種々の企業活動が知的財産や知的アイデアに基づいて成立することを踏まえて、研究における研究機関と企業との連携をより緊密に進めることがある。共同研究、受託研究等、目的に応じた契約によって、研究費を受け入れ、さらに社会人学生、クロスアポイントメント、人員派遣など多様な人的交流によって産学の共同研究を進めていくべきである。

その際には、基礎的、基本的な視点に立って人材育成や研究開発に臨む大学と、収益を上げることに存立基盤がある企業とでは立場が異なることに十分に留意して、双方の良さが十分に発揮される協働のあり方を模索するべきである。大学では、あらゆる観点からの疑問の解明や真実の追求を重視し、企業では成果の実用性を重視するといった差異があることを理解した上で、企業が抱える問題をより普遍化して共同研究のテーマにするなどの協働を進めるための適切な工夫が求められよう。

提言4 機関連携による共同研究の大型化

大学と企業との共同研究を進展させるには、双方のトップの間に強い信頼関係が構築されることが不可欠である。大学においては、トップの関与による企業等との共同研究の理念と実施方針を確立し、一方で企業側はオープンイノベーションの観点に立って大学における研究開発成果の積極的な位置づけを行うことを出発点に、機関と機関が連携することによる協働を進めることが望ましい。

具体的な共同研究の実施に際しては、こうした理念や方針に基づいて、個別の協定や契

約を交わして、細部に至るまで双方の合意を図る形で進めることが成功の可能性を高める。

提言 5 産学の共同研究における経費概念の拡充

大学、あるいは公的研究機関と企業等が共同研究を行う場合には、企業等が拠出する研究費に、適切な水準の研究者や支援スタッフの人件費、実験施設・設備の維持管理費、光熱水費等の研究に直接必要となる経費や管理的経費など間接的に必要となる経費を含めることが研究の発展に不可欠である。従来曖昧であったこれらの経費の負担者、負担割合を明確にして、共同研究の推進が関係する機関の発展につながるようにする必要がある。

また、国の競争的資金が大学、国の研究機関に支出される場合には、当面直接経費の 30% の間接経費を支給することを徹底して、これらの研究機関がその管理運営に支障なく競争的資金による研究を進めることができるようにするべきである。

提言 6 研究施設・設備の充実と共同利用の促進

国による研究開発投資が低迷している中で、研究施設・設備の老朽化、陳腐化が進む恐れが生じている。研究施設・設備に対する国の資金は当初予算・補正予算ともに近年著しく減少している。施設・設備が良質の研究成果を生み出す土壌になることを再確認して、国として安定的な資金確保を図るべきである。同時に、多様な研究施設・設備が効率的に利用されるよう、共同利用の仕組みやデータのオープン化を図るべきである。

＜参考文献＞

- [1] 総合科学技術会議（2003）、「日本学術会議の在り方について」
- [2] 日本学術会議科学者委員会学術の大型研究計画検討分科会（2010）、提言「学術の大型施設計画・大規模研究計画—企画・推進の在り方とマスタープラン策定について」、2010 年 3 月 17 日.
- [3] 日本学術会議科学者委員会学術の大型研究計画検討分科会（2011）、報告「学術の大型施設計画・大規模研究計画マスタープラン 2011」、2011 年 9 月 28 日.
- [4] 日本学術会議科学者委員会学術の大型研究検討分科会（2014）、提言「第 22 期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン 2014）」
- [5] 日本学術会議科学者委員会学術の大型研究検討分科会（2017）、提言「第 23 期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン 2017）」
- [6] 日本学術会議我が国の研究力強化に資する研究人材雇用制度検討委員会（2014）、提言「我が国の研究力強化に資する若手研究人材雇用制度について」
- [7] ○OECD 統計 購買力平価（大沢 1）
- [8] 総務省（各年）、「科学技術研究調査報告」
- [9] 文部科学省 科学技術・学術政策研究所（NISTEP）（各年）、「科学技術指標」
- [10] 内閣府（1996, 2001, 2006, 2011, 2016）、「科学技術基本計画」
- [11] 文部科学省 科学技術・学術政策研究所（2016）、「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング 2015」、調査資料-243
- [12] 文部科学省（各年）、「学校基本調査報告書」
- [13] トムソンロイター社（各年）、Web of Science
- [14] 文部科学省、研究資金改革に関する検討会（2015）、第 1 回検討会資料、データ集
- [15] 文部科学省 科学技術・学術政策研究所（NISTEP）（2015）、「大学教員の雇用状況に関する調査—学術研究懇談会（RU11）の大学群における教員の任期と雇用財源について」
- [16] 文部科学省科学技術・学術政策研究所（2016）、「産学連携と大学発イノベーションの創出（ver. 4）」、2016 年 9 月
- [17] 文部科学省科学技術・学術政策研究所（2014）、科学技術・学術政策ブックレット-3、21 ページ、「産学連携と大学発イノベーションの創出（ver. 2）」、2014 年 9 月
- [18] 医薬産業政策研究所（2014）、産業レポート No. 5、「製薬産業を取り巻く現状と課題」第一部：イノベーションと新薬創出、2014 年 12 月
- [19] 科学技術・学術政策ブックレット-3、15-16 ページ、「産学連携と大学発イノベーションの創出（ver. 2）」、文部科学省科学技術・学術政策研究所、2014 年 9 月
- [20] 科学技術・学術政策ブックレット-3、21 ページ、「産学連携と大学発イノベーションの創出（ver. 2）」、文部科学省科学技術・学術政策研究所、2014 年 9 月
- [21] 科学技術・学術政策ブックレット-3、15 ページ、「産学連携と大学発イノベーションの創出（ver. 4）」、文部科学省科学技術・学術政策研究所、2016 年 9 月
- [22] 閣議決定（2016）、日本再興戦略 2016
- [23] 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（本文、付属資料）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/1380114.htm

[24] 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(2001)、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針、平成 13 年 4 月 20 日

(http://www.dfg.de/en/service/press/press_releases/2007/pressemitteilung_nr_35/index.html)

[25] イノベーション実現のための財源多様化検討会(2015)、「本格的な産学連携による共同研究の拡大に向けた費用負担等の在り方について」[↓](#)

[26] 文科省・研究振興局学術機関課 科学技術・学術審議会学術分科会第 61 回資料(2016)、「共同利用・共同研究体制の改革・強化等について」、平成 28 年 2 月 1 日

[27] 文部科学省・科学技術・学術審議会学術分科会・研究振興局学術機関課(2005)、「国公立大学及び大学共同利用機関における学術研究設備について—今後の新たな整備の在り方—」(平成 17 年 6 月 30 日)

＜参考資料１＞ 審議経過

平成 27 年

- 9 月 11 日 学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会（第 1 回）
役員の選出、研究資金制度の現状について検討
- 12 月 4 日 学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会（第 2 回）
役員の選出、文部科学省からのヒアリング、今後の進め方について

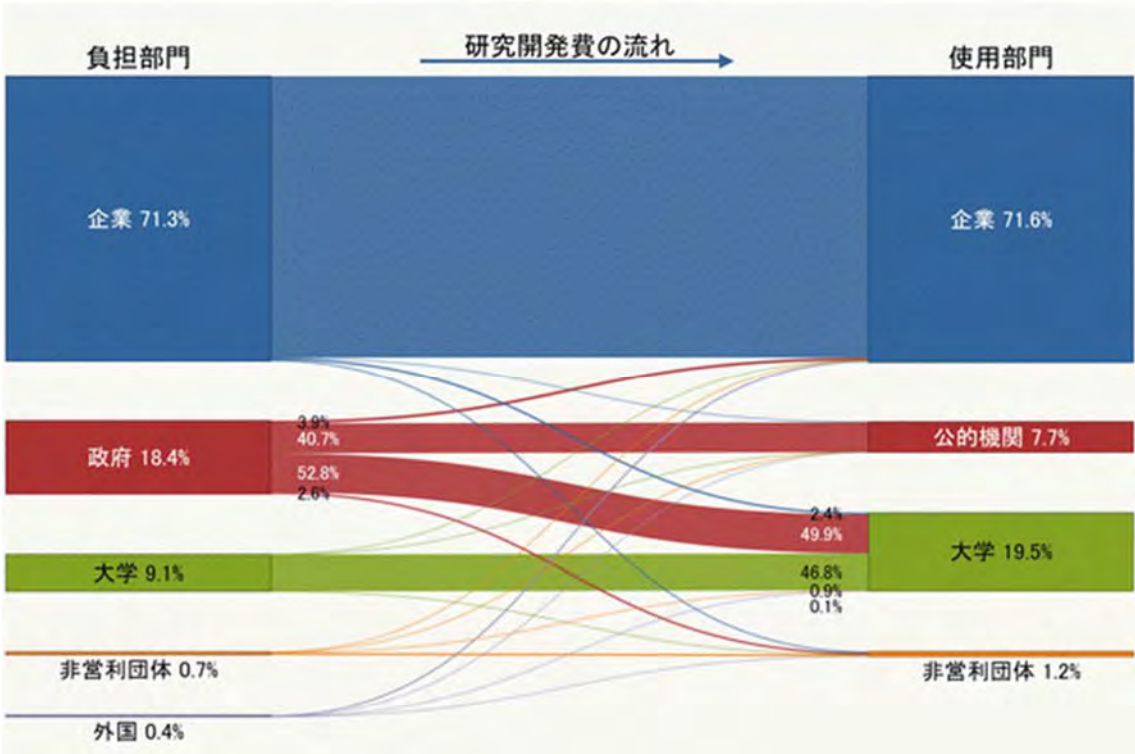
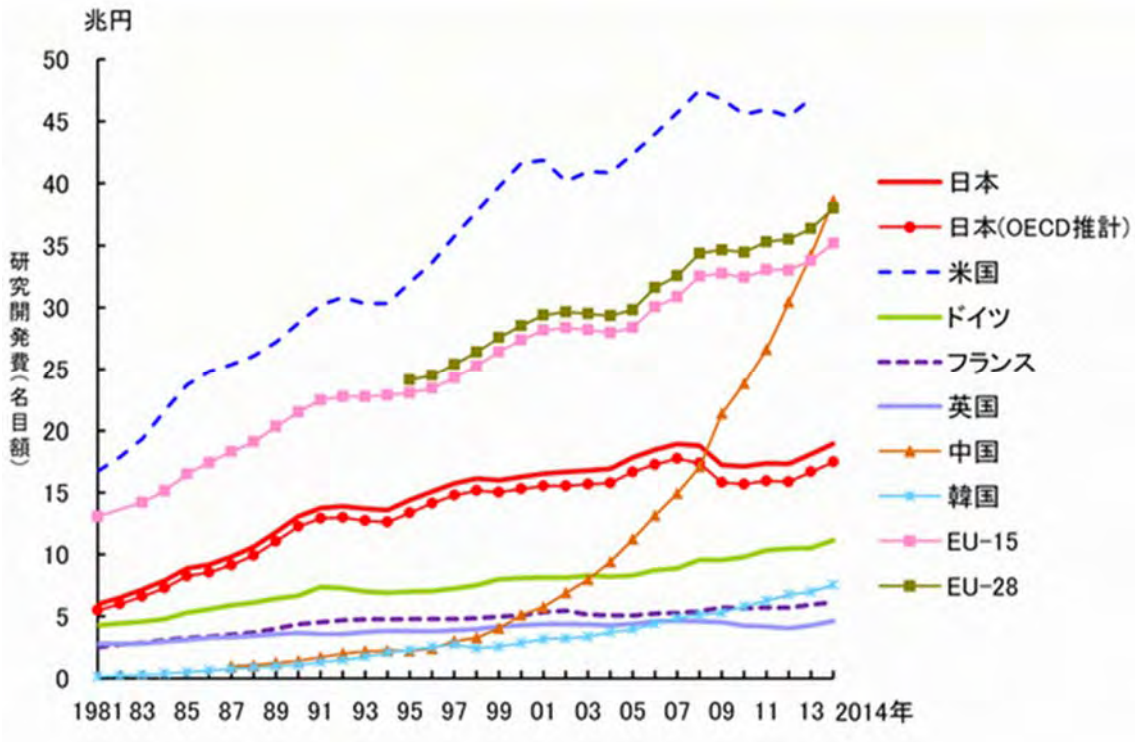
平成 28 年

- 1 月 15 日 学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会（第 3 回）
役員の選出、J S T－C R D Sからのヒアリング、今後の進め方について
- 3 月 25 日 学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会（第 4 回）
経済産業省からのヒアリング、今後の進め方について
- 5 月 20 日 学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会（第 5 回）
民間企業からのヒアリング、今後の進め方について
- 7 月 15 日 学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会（第 6 回）
研究資金のあり方に関する論点整理、今後の進め方について
- 9 月 29 日 学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会（第 7 回）
研究資金のあり方に関する論点整理、今後の進め方について
- 11 月 18 日 学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会（第 8 回）
研究資金のあり方に関する論点整理、今後の進め方について

平成 29 年

- 1 月 20 日 学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会（第 9 回）
提言のとりまとめについて
- 3 月 9 日 学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会（第 10 回）
提言のとりまとめについて
- 4 月 7 日 学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会（第 11 回）
提言のとりまとめについて

付録図表
差し替えによって削除した図表



(削除 巻末に) 図2 主要国の負担部門から使用部門への研究開発費の流れ (A) 日本 (2014年)

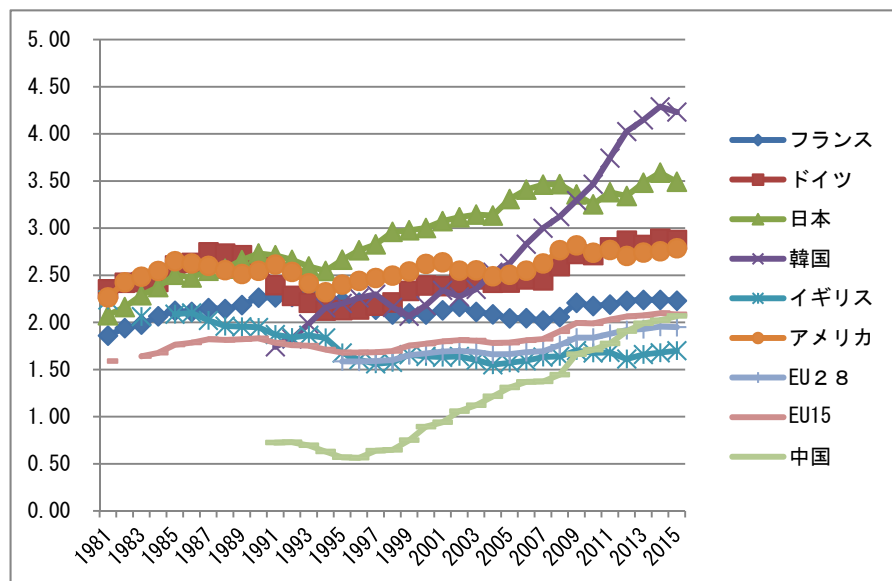
府省	主管機関	事業名	金額 (100 万円)
文部科学省	日本学術振興会	科学研究費助成事業 (科研費)	227, 290
	科学技術振興機構/日本医療研究 開発機構	戦略的創造研究推進事業、 研究成果展開事業、国際科 学技術共同研究推進事業	92, 809
	本省/日本医療研 究開発機構	国家課題対応型研究開発推 進事業	22, 739
厚生労働省	日本医療研究開 発機構	医療研究開発推進事業費補 助金、保健衛生医療調査等 推進事業費補助金	41, 876
	本省	厚生労働科学研究費補助金	4, 394
経済産業省	本省	戦略的基盤技術高度化・連 携支援事業	10, 890
環境省	本省/環境再生保 全機構(予定)	環境研究総合推進費	5, 277
農林水産省	本省	農林水産業・食品産業科学 技術研究推進事業	3, 203
総務省	本省	戦略的情報通信研究開発推 進事業、I C Tイノベーション 創出チャレンジプログラ ム、デジタル・ディバイド 解消に向けた技術等研究開 発	2, 297
	消防庁	消防防災科学技術研究推進 制度	128
国土交通省	本省	建設技術研究開発助成制 度、交通運輸技術開発推進 制度	378
防衛省	防衛装備庁	安全保障技術研究推進制度	520
内閣府	食品安全委員会	食品健康影響評価技術研究	194
計			411, 995

表 1 各府省の研究助成— 事業名と金額

(出典) 内閣府『平成 28 年度競争的資金制度一覧表(予算額)』
(<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28.pdf>) から算出

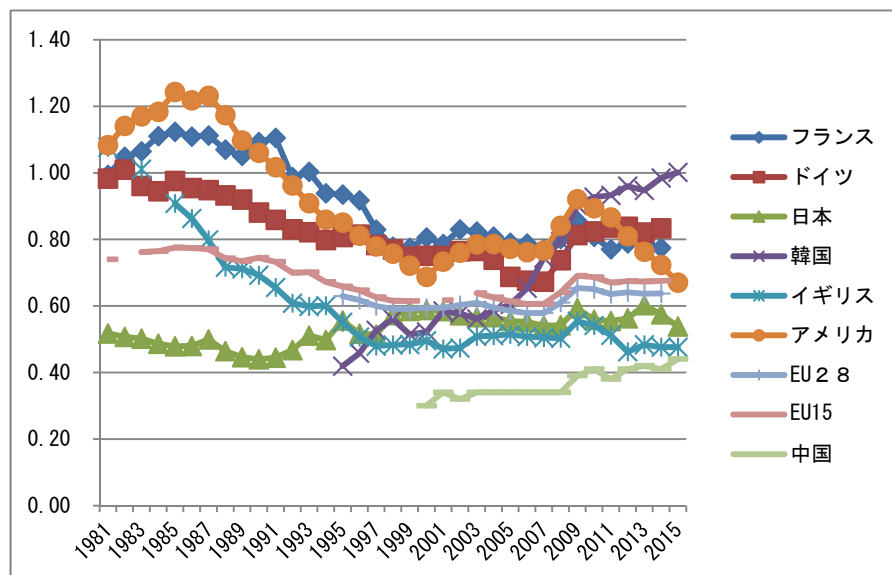
大沢 2

研究開発費総額 対 GDP 比 (%)



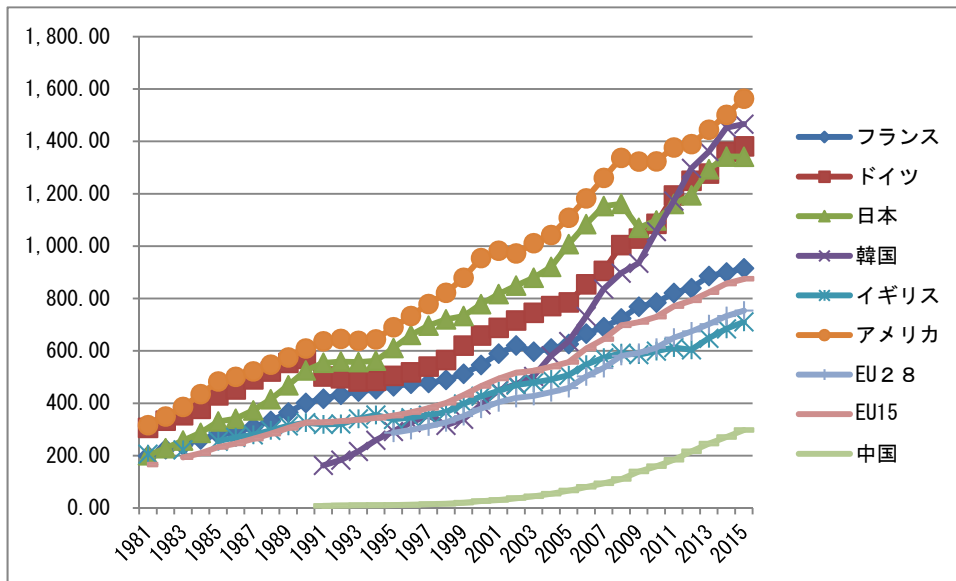
大沢 3

政府による研究開発費総額 対 GDP 比



大沢 4

人口当たり研究開発費 購買力平価 米ドル



大沢 5

研究者当たり研究開発費 購買力平価 100 万米ドル

